

第1回二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会

日時 平成25年4月15日(月) 10:30～

場所 二宮町役場第1会議室

次 第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 二宮町長あいさつ
4. 委員紹介
5. 委員会設置条例等について
6. 委員長・副委員長の選出
7. 二宮町(仮称)剪定枝資源化施設整備運営に係る事業者選定の諮問について
8. 議題
 - (1) 委員会開催計画について
 - (2) 事業概要について
 - (3) 実施方針について
 - (4) 要求水準書(案)について
 - (5) その他
9. 閉会

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会 委員リスト

氏名	適用	役職	所属
藤井 美文	1号委員	教授	文教大学国際学部国際理解学科 大学院国際協力学研究科
丹生谷 美穂	1号委員	弁護士	渥美坂井法律事務所
橘 川 清	2号委員	部長	平塚市環境部
仲手川 孝	2号委員	参事	大磯町建設経済部(産業・環境担当)
長尾 秀美	2号委員	部長	二宮町町民生活部

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例(一部抜粋)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他町長が必要と認める者

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町が実施する廃棄物処理施設整備運営に係る事業者の選定を公平かつ適正に行うため設置する、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 事業者の選定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認めた当該事業に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審査が終了する日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長と副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議に必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、その者は、採決に参加できない。
- 5 会議は、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(委員の責務)

第8条 委員は、事業者の選定を公平かつ適正に行うものとする。

2 委員は、企業等から便宜や利益誘導等の要請、依頼等の働きかけを受けたときは、速やかにその記録を作成して委員長に報告するものとする。

3 委員長は、委員から報告があった場合は働きかけの内容に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、町民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例（平成 25 年二宮町条例第 9 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員)

第 2 条 条例第 3 条に定める委員会の委員は、町長が別に定める。

(会議の非公開)

第 3 条 委員会の会議は、条例第 6 条第 5 項に定めるところにより、委員が議事内容確認を行い、出席委員の過半数の同意により、事前に非公開とする旨の決定をすることができる。

(会議の傍聴)

第 4 条 委員会の会議は、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、傍聴の人数は、10 人以内とする。

2 傍聴人は、委員会の会議の秩序を乱し、又は審査の妨害となるような行為をしてはならない。

3 委員長は、委員会の会議の円滑な運営に支障があると認める場合は、傍聴人を退場させることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴について、必要な事項は町長が別に定める。

(会議記録の公開)

第 5 条 委員会の会議記録は、条例第 6 条第 5 項の規定に基づき委員会の会議を非公開とする場合を除き、原則公開するものとする。

2 前項で規定する会議記録は、会議内容の要点を記録したものとする。

3 委員会の会議に伴う資料については、委員長が公開することが不相当であると認めた場合を除き、原則公開するものとする。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営、会議及び傍聴に関し、必要な事項を定める。

(会議を非公開とする場合)

第 2 条 次の各号に定める事項を審査する場合には、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例（平成 25 年二宮町条例第 9 号。以下「条例」という。）第 6 条第 5 項に定めるところにより、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある事項。
- (2) 法人等に関する情報であつて、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項。
- (3) 予算の執行や契約の手続きに関する情報であつて、公開すると事務の公正かつ円滑な執行を困難にするおそれがある事項。
- (4) その他委員長が必要と認める事項。

(委員会開催の周知)

第 3 条 委員会の会議の開催については、開催の日の 1 週間前までに公表することとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(会議の傍聴)

第 4 条 二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例施行規則（平成 25 年二宮町規則第 29 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により委員会の会議を傍聴しようとするものは、委員長に申込みをしなければならない。

- 2 傍聴の申込み受付は、委員会の会議当日に会場で申込みをするものとし、傍聴希望者が規則第 4 条第 1 項で定める人数を超えた場合は、先着順とする。
- 3 次の各号に定める者は、傍聴席に入場することができない。
 - (1) 規則第 4 条第 1 項の規定による委員長の許可を得た傍聴人以外の者
 - (2) 委員会の審査を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- 4 傍聴人は、委員会の会議の会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 5 委員長は、委員会の会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又

は庶務担当課職員に指示させることができる。

6 委員長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、規則第 4 条第 3 項の規定に基づき、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議記録等の公開方法)

第 5 条 規則第 5 条第 1 項で定める委員会の会議記録の公開及び同条第 3 項で定める委員会の会議資料の公開は、町ホームページに掲載する方法により行う。

2 規則第 5 条第 3 項で定める委員会の会議資料を公開することが不相当とする場合とは、当該会議資料が第 2 条各号で規定する内容に該当する場合とする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議の運営等に関し、必要な事項は、委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第1回二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者 選定委員会開催計画(案)

設置目的

専門的知見に基づいて、DBO方式による二宮町(仮称)剪定枝資源化施設整備及び運営事業の事業者選定を行うために設置する。なお、地方自治法施行令第百六十七条の十の二により、総合評価一般競争入札方式では以下が定められており、公募プロポーザルにおいてもこれに準じることが基本となる。

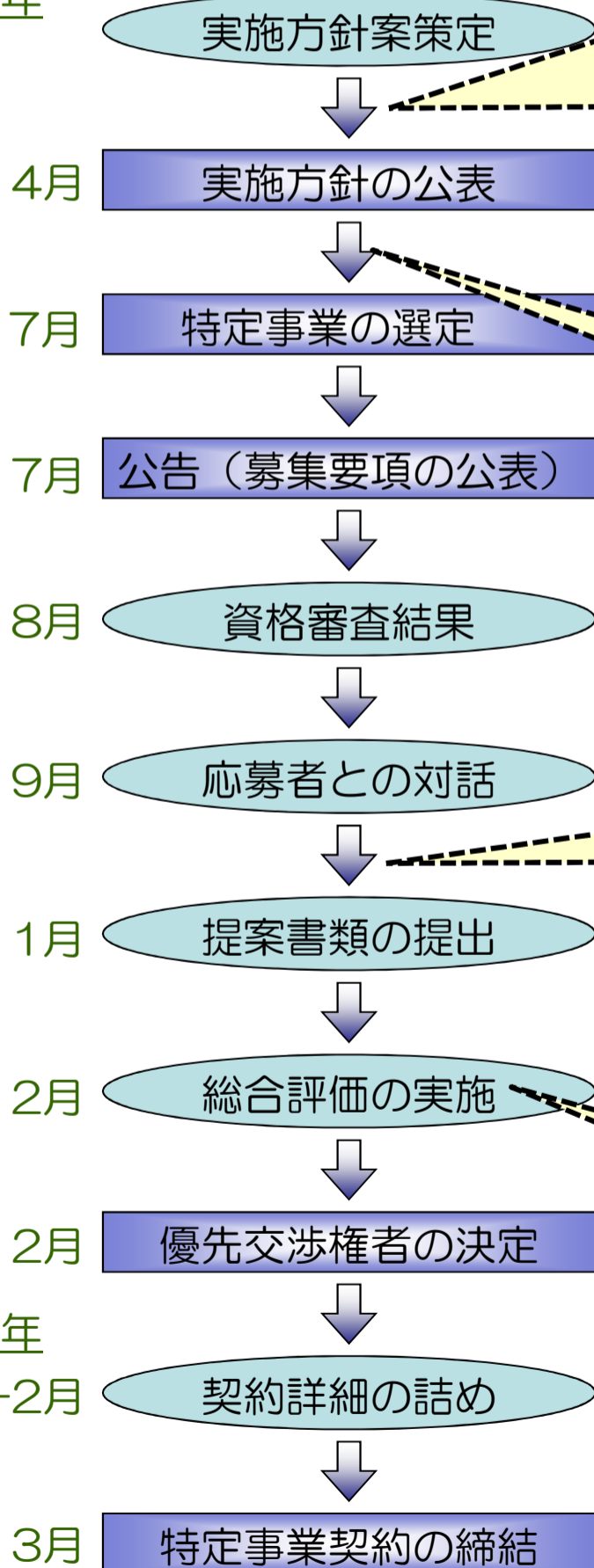
- ・ 落札者決定基準に対する、有識者2名以上からの助言
- ・ 当該基準に基づき落札者を決定するときの助言(有識者が、必要と判断した場合)

日程(予定)

選定スケジュール

事業者選定等委員会実施スケジュール

H25年



第1回委員会(平成25年4月)

- 【想定議事】 事業内容の説明
実施方針等の審議
- 【報告事項】 事業概要、委員会設置条例等
委員会スケジュール
- 【議事事項】 実施方針

第2回委員会 (平成25年6月予定)

第3回委員会 (平成25年10月予定)

第4回委員会 (平成25年12月予定)

H26年

1月-2月

3月

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会 二宮町(仮称)剪定枝資源化施設整備及び運営事業の概要

2013年4月15日
株式会社日本総合研究所

本事業の施設計画及び事業内容

<ごみ処理広域化実施計画の想定>

【収集対象】	
<ul style="list-style-type: none"> 家庭系剪定枝（枝のみ、草葉含まず） 	
【施設概要】	
計画年間処理量	4,029トン
月変動係数	1.15
施設年間処理能力	4,633トン
施設規模	18トン/日



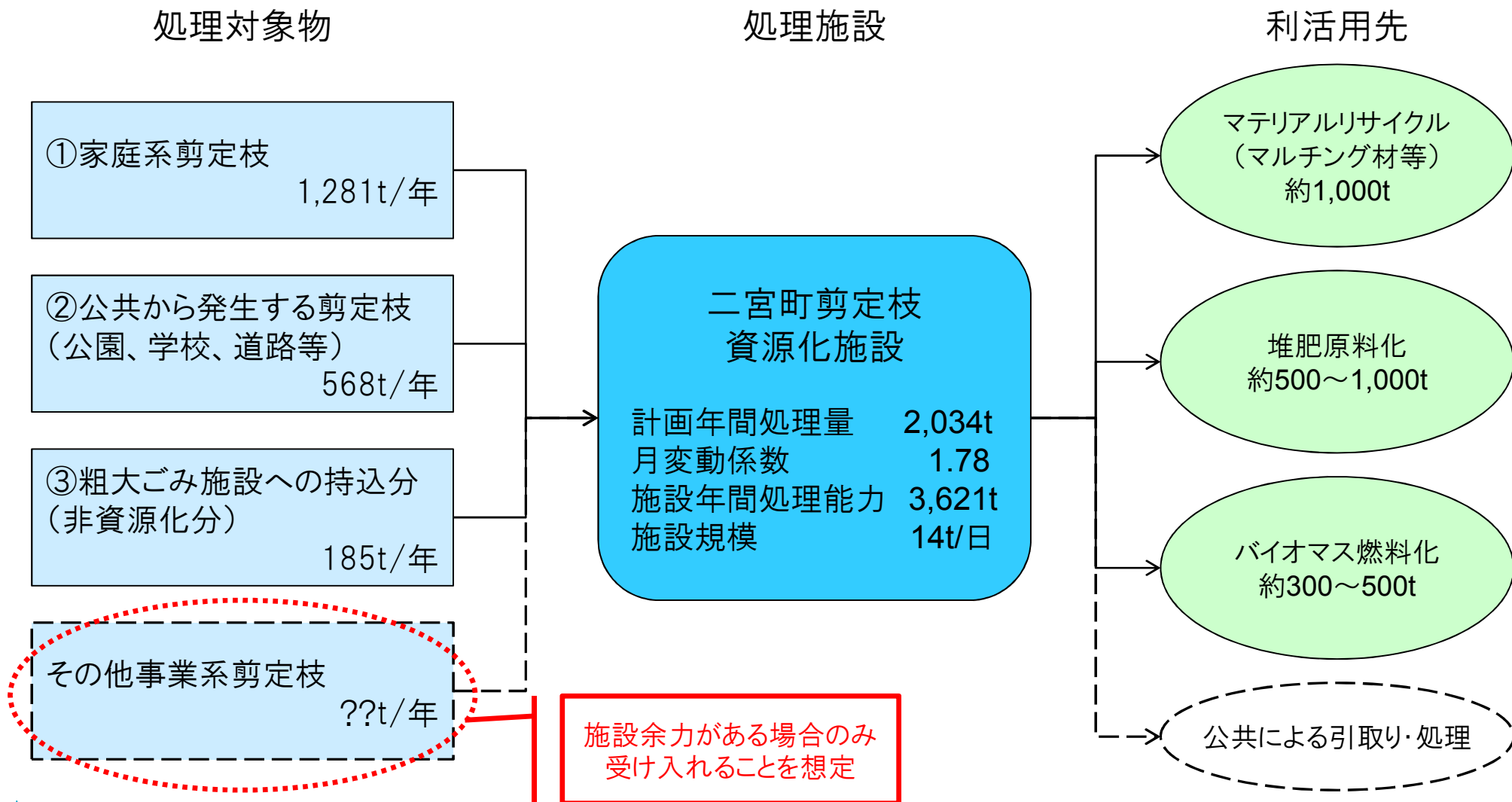
<本調査の検討結果>

【収集対象】	
<ul style="list-style-type: none"> 家庭系剪定枝（枝のみ、草葉含まず） 公共から発生する剪定枝 平塚市粗大ごみ破碎処理場への持込分 	
【施設概要】	
想定年間処理量	2,034トン
月変動係数	1.78
施設年間処理能力	3,621トン
施設規模	14トン/日

<本調査における検討結果のポイント>

検討項目	検討結果	ポイント
収集形態	枝のみの収集	資源化物の確実かつ安定的な利活用を最優先とする。
収集対象	1市2町の家庭系剪定枝 公共から発生する剪定枝（公園、学校、道路等） 平塚市粗大ごみ破碎処理場への持込分	搬入量の変動をできる限り小さくするために、 確実に見込むことが可能な収集量とする。
収集見込量	2,034トン/年	1市2町の収集実績から推計。
月別変動係数	1.78	二宮町及び大磯町の収集実績から算出。
想定 利活用先	マテリアルリサイクル : 約1,000トン 堆肥原料化 : 約500~1,000トン バイオマス燃料化 : 約300~500トン	マーケットサウンディングでの民間事業者の回答及び周辺事業者へのヒアリングから想定。
付帯設備	紐除去用の篩	収集時の紐除去は負担が大きく、実施が困難であるため、施設で対応する。

可能性調査で検討した事業内容（案）



本事業に適用が想定される事業方式

PFI的方式

PFI

		公設公営 (通常の公共事業)	DB+O	DBO	BTO	BOT	民設民営 (民間事業)
資金調達		官	官	官	民	民	民
設計・建設		官 (民間への分離分割発注)	官 (民間への分離分割発注)	民	民	民	民
運営管理		官 (民間への分離発注)	民 (長期の責任委託)	民	民	民	民
所有権	建設中	官	官	官	民	民	民
	運営中	官	官	官	官 (買取)	民	民
	運営後	官	官	官	官	官 (譲渡)	民

本事業の事業スキーム

- ・市場調査の結果、ファイナンスに対する積極的な意見はなかったことから、BTO及びBOTは困難と判断。
 - ・民間事業者が資源化物の売却リスクを負うのは事業リスクとして大きすぎるという意見があった。
 - ・一方、資源化物の利活用は、本事業の成否にかかわる重大なリスクであり、また公共で負うことも不可能。
- ⇒以下の2つのリスク軽減措置により、これらを民間事業者には負わせることは可能。

①施設規模の圧縮

実施計画での計画年間処理量4,029トンから、本調査の結果に基づき2,034トンに施設規模を圧縮。

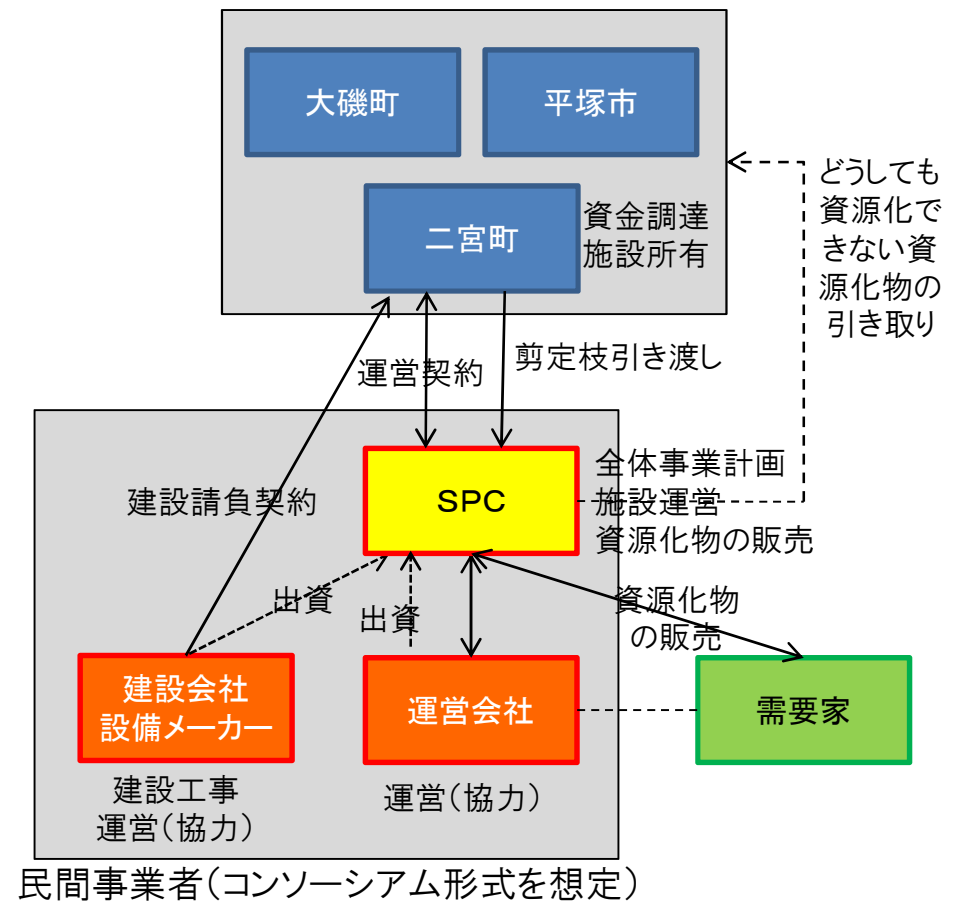
②公共による資源化リスクの一部負担

資源化が困難な場合のみ一定の条件のもとで資源化物を公共が引き取るスキームを採用。

- ・以上より、資源化リスク緩和型DBOを検討対象とした。

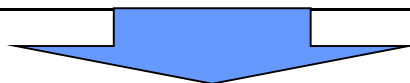
※事業期間は10年、または15年を想定
(15年の場合は民間の業務範囲に設備更新を含むことを想定)

【資源化リスク緩和型DBO】



PFI導入可能性の評価

	公設公営方式	DB+O方式	DBO方式
定量的メリット	基準	VFM=3.51%	VFM=11.29%
施設整備費の削減要因と削減額		設計施工部分については通常の公共発注に近い形での発注になるため、施設整備費の削減は見込めない	民間事業者が運営段階の稼働時間や季節変動等を見越した施設整備を行うことにより、コストの削減が可能
運営費の削減要因と削減額		効率の良い人員配置等の民間事業者のノウハウを生かすことによりコストの削減が可能	DB+O方式の削減要因に加え、設計施工段階で運営を見越した整備を行うことで施設がコンパクトになるため、コストの削減が可能。
定性的メリット	—	①資源化物の利活用リスクの低減 ②後年度負担の抑制・財政負担の平準化(運営の事業期間が長期の場合)	①資源化物の利活用リスクの低減 ②民間事業者の技術力を活用した施設の維持管理 ③後年度負担の抑制・財政負担の平準化



評価結果より本事業を資源化リスク緩和型DBO方式で実施することが望ましい。

主要な事業条件

検討項目	検討結果	ポイント
事業方式	資源化リスク緩和型DBO方式	公設公営方式及びDB+O方式に比べて定量的メリットと定性的メリットのいずれも高くなる。
事業期間	15年間	長期間とすることで、後年度の負担の抑制や財政負担の平準化を図ることが可能。また、契約の見直し条件を設けることで資源化物の利活用環境の変化にも対応が可能。また、民間事業者の運転状況に合わせて、最適なタイミングで大規模修繕を実施することが可能。
処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系剪定枝 ・公共から発生する剪定枝 ・平塚市粗大ごみ破碎処理場への持込分の剪定枝 (いずれも枝のみ)	資源化物の安定的な利活用を目指す場合には、利活用可能量が限られる草葉の収集は行わない。また、民間事業者の事業系剪定枝は収集量が見込みにくいため施設の検討に含めない。
年間計画処理量	2,034トン	現状の収集量等の数値から算出。
民間事業者の業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・設計施工業務 ・運営業務(資源化物売却業務含む) 	資源化物の売却リスクを民間事業者に負わせるものの、資源化が困難な場合に限り、公共が引き取る。